

第12回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和6年3月25日)

午後3時00分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 議案第1号 農地賃貸借の解約について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第7 議案第5号 令和6年度の最適化活動の目標の設定等について
- 第8 その他

◎出席委員 (10名)

- 1 番 樋 口 國 先
- 2 番 杉 田 文 枝
- 3 番 神 野 充 布
- 4 番 瓜 田 晃
- 5 番 山 下 博 史
- 6 番 菅 野 能 弘
- 7 番 佐 藤 能 將
- 8 番 加 川 可名子
- 9 番 長谷川 和 夫
- 10 番 藤 本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山 崎 義 典
- 事務局次長 中 村 稔
- 主事 菊 地 智 皓

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第12回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。
------	---

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第1>議事録署名員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名員に7番佐藤委員、8番加川委員にご指名したいと思いますがご異議ございませんか。
------	---

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	ご異議がないようでありますので、佐藤委員、加川委員を議事録署名員に決定いたしました。
------	--

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第2>諸般の報告を行います。委員の皆様から報告事項があれば発言してください。ありませんか。
------	--

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	-------------------------

中村次長	はい、事務局次長。
------	-----------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

中村次長	それでは議案の2ページをお開きください。第11回総会以降の経過報告になります。3月2日、令和5年度女性農業者の集いが行われました。チョウザメ施設と羊工房ということで粗清草堂の2カ所を施設見学してございます。出席者につきましては、杉田委員、加川委員、それと事務局で対応してございます。この事業につきましては、女性農業者のつどいということで、例年計画を持って実施しているものでございまして、今回は15名の女性の方が出席をいただいております。それぞれ担当の方から説明を受けて見学してございます。終わった後に懇親会ということで情報交換会も開催をいたしております。続きまして3月1日から15日、令和6年美深町議会第1回定例会が行われました。同じくこの期間に13日14日の2日間、令和6年度予算審査特別委員会が開催をされました。事務局で対応してございます。21日美深町就農計画認定委員会が役場で開催され、藤本会長、事務局が出席をしております。○地区の○○○さんから○○○さんへの経営移譲に伴います就農計画認定委員会でございまして、町長から認定書が○○○さんの方に渡されてございます。25日今日なんです、午前中、美深町地域担い手育成総合支援協議会の幹事会及び新規就農者等指導委員会、経営改善指導委員会が農業振興センターで開催されました。事務局が出席しています。本日先ほど研修会が終わったところでございます。農業委員会総会、今現在開催しています。次に12回総会以降の予定でございます。4月11日、令和6年度北部上川農業委員会協議会総会並びに同じ日になりますけども、令和6年度上川地方農業委員会連合会総会が行われました。旭川市で開催の予定で藤本会長山崎局長が出席の予定でございます。来月第1回の農業委員会総会でありますけれど
------	---

	も、日にちを皆様で協議したいと思います。
	(日程調整)
中村次長	では、4 月第 1 回総会につきましては、4 月 26 日金曜日ということで開催でございます。お願いします。
山崎局長	局長。
藤本会長	はい、局長。
山崎局長	私の方から 3 月 1 日から 15 日までに開催をされました、令和 6 年美深町議会第 1 回定例会の報告をさせていただきたいと思います。今回の議会につきましては、新年度予算、令和 5 年度の補正予算、条例の一部改正が 3 件、町道路線の認定や財産の無償貸付などについて、町側から議会に対しての提案がありました。まず、農業関係の補正予算で主なものにつきましては、畑地化に伴う土地改良区決済金等支援事業といたしまして、約 48,200,000 円の追加。補助金の関係の確定に伴う減額補正などを行っております。次に新年度予算の関係でございます。農林産業費全体では 2 億 3,900 万円、対前年比 135%となっております。個別の事業につきましては、今の担当の方で後でお配りしたいと思います。資料をご確認いただきたいと思いますけれども、事業の詳細は新年度に入ってから決定するものもありまして、何かありましたら後日ご相談をいただきたいと思います。提案した議案は 15 日にすべて可決成立をされております。以上で定例会の報告といたします。
藤本会長	ただいまの報告に対し、ご質疑があれば承ります。ありませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第 3 議案第 1 号

藤本会長	<日程第 3>議案第 1 号。農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは議案 3 ページになります。議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について貸主借主より通知がありましたので審議を求めるところでございます。 整理番号 8 番、貸主、住所〇〇市〇△条北△丁目△番地△、〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△番△。地目公簿田、現況田。面積△△, △△△㎡。他△△筆、合計△△筆。合計面積が△△△, △△△. △△㎡の解約でございます。当初賃貸の契約につきましては、令和 2 年 7 月 27 日から令和 12 年 7 月 26 日まででした。これの解約の年月日ですけれども、令和 5 年 12 月 28 日。土地の引き渡し時期につきましては、令和 5 年 12 月 31 日ということで、貸主借主の申し入れによる合意解約でございます。今後につきましては、解約した後、売買に移るということで、後ほど議案にも出てまいりますけれども、今回解約ということで審議の内容としましては、解約日から土地の引き渡し時期まで 6 か月を超えているか

	どうかというところが審議の内容でございまして、12月28日から12月31日までということで、6か月以内ということで、この解約は正当なものということで認められると考えられます。説明は以上です。
藤本会長	議案第1号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第1号、農地賃貸借の解約については原案の通り可決されました。

◎日程第4 議案第2号

藤本会長	<日程第4>議案第2号。農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	議案5ページになります。議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により美深町長より決定を求められた、令和5年度第10号農用地利用集積計画について審議を求めるものでございます。 整理番号38番、貸主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。公簿畑、現況畑。面積△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△. △△㎡の所有権移転売買となります。所有権移転の時期につきましては、令和6年4月1日から令和6年11月30日まで。所有権移転の時期が令和6年4月1日でございます。対価の支払い期限は令和6年11月30日です。土地の引き渡し時期につきましては、対価の支払い日となっております。価格なんですが、反あたり畑△△, △△△円、総額につきましては△, △△△, △△△円となっております。 続いて整理番号39番、貸主、字〇〇△△番地、〇〇〇〇さん。借主、字〇〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地の所在、美深町字〇〇〇〇△△△番△。公簿畑、現況畑。他△筆で合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡の賃借となります。期間につきましては、令和6年5月26日から令和9年5月25日までの3年間となっております。小作料については、畑の反あたり△, △△△円で1年間△△△, △△△円の継続の賃貸案件でございます。 ページ移りまして、整理番号40番、貸主、〇〇市〇△条〇△丁目△-△、〇〇〇〇〇さん他2名。借主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。公簿畑、現況畑。他△筆、合計が△筆。合計面積が△△, △△△㎡の賃借の案件でございます。賃貸の開始につきましては、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間の賃貸でございます。小作料につきましては、畑反あたりが△, △△△円、1年間で△△△, △△△円の賃貸の継続の案件でございます。 続きまして整理番号41番、貸主、〇△条〇△丁目△△番地△△、〇〇〇〇さん。借主、〇△条〇△丁目△△番地△、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町〇△条〇△丁目△△番△△。地目公簿畑、現

況畑。面積△△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△, △△△㎡の使用貸借となります。利用権の設定につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間ということでございます。これにつきましては、従来使用貸借の案件でございますけれども、土地の状況、面積等もございまして、従来から貸主の方が賃借でということで申し出がありということでございます。

続きまして、整理番号42番、売主、〇〇市〇△条〇△丁目△番地△、〇〇〇〇さん。買主、字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△番△。公簿田、現況田。面積が△△, △△△㎡。ずっと次のページ行きます、他△△筆、合計△△筆。合計面積が△△△, △△△. △△㎡の売買となります。所有権の移転時期につきましては、令和6年11月30日です。土地の引き渡し時期につきましては、対価の支払い日となつてございまして、土地の価格、反あたり田が△△△, △△△円、畑が△△, △△△円、合計総額価格が△△, △△△, △△△円。これは賃貸から売買への案件でございます。

資料をつけてますので、別紙カラー刷りの別紙資料1というページをご覧ください。まず38番〇〇さんと〇〇さんのところなんですけども、ここは青色で囲ってある部分でございます。ちょうど〇〇さんの〇〇の自宅の〇側というんでしょうか、道路を挟んでの部分、そして〇〇さん〇〇さんにつきましては、黄色で囲った部分です。従来ここ賃貸で結んでいたところなんですけど、今回売買ということで、〇〇さんと〇〇さんと一緒に売買をするという流れでございますのでご確認ください。説明は以上となります。

藤本会長

議案第2号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。

7番

佐藤委員

はい。

藤本会長

はい、佐藤さん。

7番

佐藤委員

番号40番の〇〇〇〇〇他〇名というのは。

中村次長

はい、事務局次長。

藤本会長

はい、次長。

中村次長

この土地については、所有者が共有という名義になってございまして、代表者が〇〇〇〇〇〇さんということで、他△名の方も共有して所有されているといったことでございます。

7番

佐藤委員

ありがとうございます。

藤本会長

他にございませんか。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

はい、全員賛成です。よって議案第2号、農用地利用集積計画の決定については、原案の通り可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長	<日程第 5>議案第 3 号。農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	8 ページご覧ください。議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による所有権の移転許可申請について、農地法第 3 条の規定による農地法の許可申請について、次の通り審議を求めるものでございます。 整理番号 4 番、譲渡人、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。譲受人、字〇〇△△番地△、〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△。公簿畑、現況はありませんけどすいません。これ全部公簿と同じでお願いいたします。現況畑。面積△△△㎡。他△筆、合計△筆。合計の面積が△△, △△△㎡の第 3 条の売買となりまして、契約の種類については売買ということで、引き渡し時期につきましては、農地法第 3 条の許可日。売買価格は反当たり田△△△, △△△円、畑△△, △△△円、売買価格総額が△, △△△, △△△円です。今回売渡人の〇〇さんが農地を処分とするということで、譲受人の〇〇〇さんが農地を取得し規模を拡大するといったところからの許可申請でございます。すいません図面ついてないです。申し訳ございません。〇〇△△〇〇のですね。地図私つけ忘れてますね。〇〇△△〇〇の〇〇さんすみません。場所△△〇、〇〇沿いですよね。〇〇さんの農地がございまして、今回△筆を売買するということでございます。図面つけ忘れてしまいまして大変申し訳ございません。説明は以上となります。
藤本会長	議案第 3 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	はい、全員賛成です。よって議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については原案の通り可決されました。

◎日程第 6 議案第 4 号

藤本会長	<日程第 6>議案第 4 号。農用地の買入協議に係る要請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	ページめくっていただきまして 9 ページになります。議案第 4 号、農用地の買入協議に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、農用地の買入協議の要請について下記の通り審議を求めるものでございます。

番号 1 番、申し出の年月日、令和 6 年 2 月 1 日、農地処分という申し出理由でございまして、申出者の住所氏名、美深町〇〇△△条〇△丁目△番地、〇〇〇〇さん。買入協議に係る土地の表示、美深町字〇〇△△△番△。他△筆、別紙 1 ということで次のページになりますけども、別紙 1 ということで、No.△から No.△までの合計△筆になりますが、ご覧のと通りの農地について買入協議をするものでございます。面積については合計面積が△△, △△△㎡というふうになります。申し出価格△, △△△, △△△円ということで、調整の方は神野委員さんが加わってございます。調整の結果が買入協議が必要ということでございます。後にも説明しますが、今回〇〇、新規就農予定者の〇〇さんが、この〇〇の土地を将来的に購入して営農を行うということでございまして、まずその前段として、所有者の方が〇〇〇〇の方に売買をして、その後に〇〇さんと〇〇が賃貸をするといった流れでございまして、この仕組みを利用するためには、美深町から〇〇〇〇への買入協議という手続きが必要になってございますので、その買入協議の要請の今日は、その決定をする審議でございました。

引き続き番号 2 番でございます。申出年月日同じく令和 6 年 2 月 1 日。申し出では農地の処分ということで、申し出の方の住所氏名は美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇〇さん。買入協議に係る土地の表示、美深町字〇〇△△△番△ということで合計が△筆になりますが、別紙 2 の通りということで、先ほどの 10 ページの下の一覧表が今回対象のところでございます。合計の面積が△△, △△△㎡。申し出価格は△, △△△, △△△円ということで、あとは番号 1 番と同じでございます。別紙資料に場所の図面作っておりますので、別紙資料 2 というページをご覧くださいと思うのですが、〇〇△△〇〇〇〇〇〇渡って、〇〇△線のところは黄色で囲ったところが〇〇〇〇〇〇さんの農地でございます。そして濃い青色で囲ったところが、〇〇〇〇〇〇さんの今回の買入協議の対象となる農地でございます。今回〇〇〇〇〇〇が、それぞれ〇〇さんと〇〇〇〇さんと売買して、公社の所有権移転をした後に、新規就農予定者の〇〇さんが賃貸をするといった予定で今進んでございます。あと〇〇〇〇〇〇さん、まだ持っていてございまして、この吹き出しの矢印の先っぽのところが〇〇〇〇〇〇さんの元の自宅ではあるんですが、もうすでに〇〇〇〇〇〇さん住まわれておるんですけども、この住宅の周辺も〇〇〇〇〇〇さんの農地がありますが、現在、生前贈与の関係がございまして、ここについては直ちに売買することができないので、営農開始の時に〇〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんが賃貸を結ぶといった予定でございますので、数月後にその手続きがなされるかなと思ってございます。説明は以上となります。

藤本会長

議案第 4 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について原案の通りに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。よって議第 4 号、農用地の買入協議に係る要請については、原案の通り可決されました。

◎日程第 7 議案第 5 号

藤本会長	<日程第 7>議案第 5 号。令和 6 年度の最適化活動の目標の設定等について議題に供します。事務局より説明をお願いします。
中村次長	事務局事長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	最後の案件でございますけれども、議案第 5 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定について。農業委員会による最適化活動推進等について作成を求められた令和 6 年度最適化活動の目標設定等を次の通り策定することの可否について審議を求めるものでございます。 1 活動計画、令和 6 年度最適化活動の目標の設定については、後ほど別紙の通りということで説明をいたします。2 公表の方法、町及び一般社団法人全国農業会議所ホームページにて掲載をいたします。内容について説明をいたします。12 ページになりますが、別紙様式 1 ということで、令和 6 年度最適化活動の目標の設定ということで、例年 3 月に令和 6 年度の目標を皆さんで審議をいただいて、令和 5 年度の報告につきましては、5 月の総会の時に審議をする予定でございまして、今回は目標の設定ということでお話をさせていただきます。1 農業委員会の状況、令和 6 年 4 月 1 日現在の見込みなんですけれども、昨年農業委員会の改選が行われまして、任命委嘱の年月日が令和 5 年 7 月 20 日となっております。農業員数は 10 名、定数実数ともに 10 名となります。実数の内訳としまして、認定農業者 7、女性が 2、40 代以下が 4、中立委員が 1 といった内容でございます。内容については昨年と変わってございません。2 農家・農地等の概要でございます。これにつきましては、直近の農林業センサスという調査がございまして、これに基づいて載せてございます。農家総数が 156、農業経営体数 143 というふうになってございます。隣の表ですが、基幹的農業従事者数 337、内訳女性が 153、40 代以下が 96 という農業者数になっています。その一番右の表ですけれども、これは認定農業者の経営体の数でございます。認定農業者が 115、基本構想水準達成者が 1。この基本構想水準達成者は認定農業者ではないけれども、それに相当する基本構想到達者が一軒いるといったことでございます。認定新規就農者 4、農業参入法人 15、集落営農経営体 1、集落営農組織 1、これはそば組合というふうにかウントをされてございます。一番下の表です。耕地面積、田 408ha、畑 4,582ha。内訳、普通畑が 4,582 m² となっております。合計 4,990ha。次のページを開きください。大きな 2 番の項目、最適化活動の目標です。1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積でございます。現状と課題ご覧の通りなんですけれども、管内の農地面積 4,490 これに対してこれまでの集積面積が 4,316.02 m²。集積率が 86.49% となっております。これまでのというのは、当初目標していた、言ってみれば令和 4 年度末の状況でございます。②目標です。農地の集積の目標年度は令和 6 年とします。そして令和 6 年度の新規集積面積 15ha、今年度末の集積面積は 4,331ha となりまして、今年度当初、集積率の数字が 86.49% でした。これが令和 5 年度の目標数値となります。86.49% というのが令和 5 年度の目標集積でした。そして農地面積 4,990 に対して、今度令和 6 年度の年度末、今年度というのは令和 6 年度の目標集積の目標になりますが、これが 86.79 を目指そうと言ったところでございます。この 86.79 の根拠なんですけれども、隣の例の 4,331 の集積面積を目標としまして、4,990 農地面積で割った 86.79% が令和 6 年度に目指す目標の数値になってございます。続きまして 2 番目。遊休農地の解消について、現状と課題。現在美深町は遊休農地持っていないので、それぞれゼロとなっております。課題については、ご覧の通りなんですけれども、農業従事者の減少、高齢化により農地を有効活用できずに、耕作放棄地が生じる農業者が増えることが予想されます。この遊休農地を発生させないために、地域での事

前協議が農地の有効利用を図る上で重要になってくるといったことが課題で挙げられます。②目標、現在もゼロですので、当然ゼロを目標としていきます。続きまして 14 ページになります。(3) 新規参入の促進でございます。現状、令和 3 年度から令和 5 年度まで 3 か年間の状況が載っております。令和 5 年度の新規参入△経営体については、昨年就農されました〇〇〇さんになります。〇〇地区で就農された方になります。課題については、新規参入するまでに就農者が希望する同じ経営体で研修を積み、十分な技術を身につける体制を整えています。しかし、就農後は研修中に予想できないことが発生し、安定した経営までにやはり 5 年以上の年数がかかります。営農技術、資金面等を含み、地域や農業関係機関の連携やサポートが欠かせないということで、現在も担い手協議会幹事会ですとか、あの新規就農の指導委員会での経過とか、皆さん関係機関で見守っているといった状況でございます。②権利移動の面積、これも令和 3 年から令和 5 年の権利移動の面積を出してございますのでご確認ください。3 年間の平均が 325.29 m²。その下、新規参入者への貸付けについて、農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積でございます。16.3 を目標ということなのですが、これは令和 6 年度新規就農を予定しています、〇〇さんの見込みの数字を載せてございます。次 2 番目、最適化活動の活動目標 (1)、最適化の活動を行う日数の目標につきましては、昨年と同じ月 3 日としたいとございます。最適化活動を行う農業委員の人数につきましては、農業委員さん 10 名というふうになってございます。これは昨年と変わってございませぬ。(2) の活動強化月間の設定の目標でございますけれども、これも令和 5 年度と同じではありますけれども、8 月 11 月にそれぞれ、取り組みを考えてございまして、農用地利用状況調査を実施する遊休農地の発生防止に努めるといったところでございます。11 月には賃貸借の更新時期のため、貸し手借り手の情報を地域で共有しながら、担い手の集積を図るものでございます。未定となっておりますけれども、就農フェア等に参加し、新規就農促進を図るものでございます。(3) 新規参入相談への参加目標、これもご覧の通りでございます。年 1 回を目標として実施してございます。説明は以上となります。

藤本会長

議案第 5 号について審議願います。ご質疑ご質問を承ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 5 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。よって議案第 5 号、令和 6 年度の最適化活動の目標の設定等については、原案の通り可決決定いたしました。

◎日程第 8 その他

藤本会長

< 日程第 8 > その他。

山崎局長

局長。

藤本会長

はい、局長。

山崎局長

本日の総会の議案の 2 ページの中で、経過報告と今後の予定ということでお話をさせていただきました。特に来月の農業委員会の総会、26 日金曜日というお話をさせていただきました。実は来月 4 月の総会の中で活動計画を提案するということがあります。各小委員会の方も、6 年度具体的な活動の中身も

提案をすることになりますので、この関係で後で打ち合わせをさせていただきたいというお願いが一点。総会終わってから、親交会の総会も合わせて行っていきたいと思っています。この関係につきまして、菅野委員さんと、具体的には一番大きいのは、道内研修を令和 6 年も実施するかどうかということがありますので、これは合わせて打ち合わせをお願いしたいと思います。以上です。

藤本会長

委員の皆様から何がございますか。ありませんか。

(「なし」という者あり)

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 12 回美深町農業員会総会を終了いたします。

※終了 午後 3 時 5 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 7 番

⑤

署名委員 8 番

⑤